

傍 受 通 知 書

年 月 日

殿

警察

司法警察員

下記のとおり通信の傍受をし、傍受記録を作成したので、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第30条の規定により、同記録に記録されている通信の当事者であるあなたに通知します。

記

- 1 通信の開始及び終了の年月日時並びに相手方の氏名
- 2 傍受令状の発付の年月日
- 3 傍受の実施の開始及び終了の年月日
- 4 傍受の実施の対象とした通信手段
- 5 傍受令状に記載された罪名及び罰条
- 6 法第15条に規定する通信については、その旨並びに当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条
- 7 法第32条第3項の複製を作成することの許可があった旨及びその年月日
- 8 傍受記録の聴取等に関する通知事項  
この通知を受けた通信の当事者は、法第31条の規定による傍受記録の聴取若しくは閲覧又は複製の作成及び法第32条第1項の規定による傍受の原記録の聴取若しくは閲覧又は複製の作成の許可の請求並びに法第33条第1項又は第2項の規定による不服申立てをすることができます。

（注意） 不用の文字は、横線で消すこと。